

文部科学省 中小企業イノベーション創出推進事業  
 (SBIR フェーズ3) 宇宙分野  
 Q&A集

2023/8/14 初版  
 2023/8/28 ver1 (No65以降追加)  
 2023/8/31 ver2 (No86追加)

No	テーマ	該当資料	項目	質問	回答
1	共通	公募要領	1.(2)補助対象事業の概要	「革新的な新技術を活用した大規模技術実証事業」とありますが、具体的なイメージを教えてください。	革新的な新技術の技術成熟度（TRL）を原則としてレベル5以上から、社会実装が可能となるレベル7まで引き上げる計画であることが申請において必要となります。原則として、申請時点でレベル4が完了していることを前提とします。
2	共通	公募要領	1.(2)補助対象事業の概要	技術成熟度（TRL）とは何ですか。	Technology Readiness Level。NASAによって作られた特定の技術の成熟度レベルを評価するために使用される指標であり、原則当該指標により技術成熟度を判断するものです。
3	共通	公募要領	1.(2)補助対象事業の概要	事業テーマ全体としてのアウトカム目標（当該開発・実証成果により実現を目指す経済社会へのインパクト）において、具体的に目指すべき開発目標の提示はないのでしょうか。	事業テーマ全体としてのアウトカム目標を参考とした上で、事業者独自に、国内外の市場分析、需要予測等をもとに、必要となる事業の目標を設定の上、その目標を達成するための手段と合わせて、計画を設定ください。
4	輸送	公募要領	1.(2)補助対象事業の概要	政府調達等実証技術の社会実装へ向けた政府の取組方針において、「試験機の飛行実証に成功し、条件を満たす宇宙輸送機については、JAXAや文部科学省、内閣府、経済産業省、防衛省等の取組において、衛星等打上げのサービス調達を進めていく予定。」とあるが、具体的な計画はありますか。	提案された計画に於いて実証される技術・サービスを踏まえ、政府等におけるサービス調達の具体化を進めることを予定しています。採択後の進捗状況を踏まえ、フォローアップの中で調整を進める予定です。

5	デブリ	公募要領	1.(2)補助対象事業の概要	政府調達等実証技術の社会実装へ向けた政府の取組方針において、「政府調達を含めたスペースデブリ低減技術の社会実装促進のための仕組みを検討・構築していく予定。」とあるが、具体的なサービス調達の計画はありますか。	提案された計画に於いて実証される技術・サービスを踏まえ、政府等におけるサービス調達の具体化を進めることを予定しています。採択後の進捗状況を踏まえ、フォローアップの中で調整を進める予定です。
6	共通	公募要領	1.(2)補助対象事業の概要	「事業テーマ全体としてのアウトカム目標」に「本事業における投資額の8倍以上の累計売上高（米国SBIR投資による成果実績と同等以上）を獲得していくことを目指す。」とありますが、累計というのは、事業終了後を起算日として5年以内の累計でしょうか。	事業終了の日を起算日として、5年以内の累計です。
7	共通	公募要領	1.(3)補助要件	「実施計画が本項（2）に示す内容に対応した計画となっていること」とあるが、具体的に何を記述すればよいですか。	（2）補助対象事業の概要に示す内容を踏まえ、「様式2（プロジェクト計画書）」の注意書きを踏まえて記載ください。合わせて、審査実施要領の別紙に審査項目及び審査基準を示していますので、参考にしてください。
8	共通	公募要領	1.(3)補助要件	「スタートアップ等」以外の、個人事業者や中小企業が代表となることは可能でしょうか。	「スタートアップ等」が代表事業者となることが必須となります。
9	共通	公募要領	1.(3)補助要件	みなし大企業が「②代表SUを中心としたコンソーシアムでの申請」を行うことはできるのか。	他のスタートアップ企業と連携協定を締結し、スタートアップへの裨益を与えるプロジェクト提案である場合には、代表事業者としての申請が可能です。

10	共通	公募要領	1.(4)事業実施体制	革新的な研究開発を行うスタートアップ等の要件を教えてください。	科学技術・イノベーション活性化法第2条第14項に規定する中小企業者をいい、J-Startup又はJ-Startup地域版選定スタートアップを含みます。
11	共通	公募要領	1.(4)事業実施体制	代表スタートアップを中心としたコンソーシアムの要件を教えてください。	コンソーシアムの構成員は、事業の実施に関して連携する機関で構成ください。共同提案者（中小企業など）及びスタートアップの補助金交付額から10%以上の委託を受ける機関（大企業・学術機関など）は、連携協定の締結が必須となります。詳細は2.（1）の「連携要件」をご確認ください。
12	共通	公募要領	1.(4)事業実施体制	コンソーシアムに参加可能な「学術機関等」とは、具体的にどの範囲ですか。	「学術機関等」とは、「国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関をはじめ、研究者個人や一般社団法人、財団法人等」を指します。
13	共通	公募要領	1.(4)事業実施体制	運営支援法人であるJAXAを、委託先として事業の一員として組み込むことは可能ですか。	原則、運営支援法人であるJAXAを委託先機関とすることはできません。なお、JAXAの試験施設や知的財産の利用等、料金が定められているサービスを利用いただくことは問題ありません。（プロジェクトの遂行において、JAXAの協力が必要となりそうな場合には、運営支援法人（JAXA）にまずは御相談ください。）

14	共通	公募要領	1.(4)事業実施体制	代表スタートアップ/共同提案者の代表者が、人事異動等により応募時から変更となる場合の手続きを教えてください。	提案の変更となりますので、まずは運営支援法人までご相談ください。
15	共通	公募要領	1.(4)事業実施体制	みなし大企業、設立15年以上の中小企業が参加する場合の制限はありますか。	みなし大企業、並びに設立15年を超える中小企業については、代表事業者となるための要件や、補助対象経費に対する補助率に、一定の制限がかかります。詳細は、公募要領1.(5)をご確認ください。
16	共通	公募要領	1.(6)補助対象経費	④人件費のうち、「技術実証の実施や技術実証終了後のビジネスモデルの構築等に必要となる知識、情報、技術が提供可能な人材に関する経費」を具体的に教えてください。	技術実証に直接従事する者及び補助員に係る人件費以外の経費として、技術実証終了後のビジネスモデルの構築や検討など、知識、情報、技術等の面で当該スタートアップに対し間接的に貢献いただく外部人材やインターンシップ等に関する経費についても、補助金交付額の3%以内の範囲で直接経費からの支出を認めることとしています。
17	共通	公募要領	1.(6)補助対象経費	事前着手の承認を受けるための具体的な手続きを教えてください。	別途公表する事前着手規程に従い、基金設置法人へ事前着手の申請書を提出いただくこととなります。申請書の様式も別途公表しますが、事前着手が必要な理由、着手予定日などを記載いただく予定です。

18	共通	公募要領	1.(6)補助対象経費	「⑧その他委託費」の「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づき補助対象事業者が締結するロケット落下等損害賠償責任保険契約等に係る保険料」について、人工衛星を載せないロケットは法の適用外だが、法の適用外のロケット打ち上げに係る第三者賠償責任保険は対象になりますか。	現在、法の適用外とされている、人工衛星を載せないロケット打上げに係る第三者賠償責任保険に係る保険料についても、応募される技術実証事業の実施に当たって、関係機関等と調整の結果として当該保険への加入が必要となる場合、原則として、直接経費の対象に含めて応募いただくことが可能です。（ただし、具体的にどの保険が補助対象になるのかは、実際の保険契約を踏まえて個別に判断することとなります。このため、当該保険料の支出を必要とするフェーズの交付申請の際には、経費明細書に具体的に記載のうえ、保険契約について具体的な補償範囲と保険料などが分かる証憑書類を添付の上で、書類を提出していただくこととなります。）
19	共通	公募要領	1.(6)補助対象経費	間接経費が5%上限の理由を教えてください。	今回のSBIRフェーズ3基金事業においては、実証終了後のビジネスモデルを検討する人材の費用や、調査等の業務を行う委託費等、直接経費で幅広く計上できるような制度にしております。そのため、間接経費比率は相対的に低く設定しております。
20	共通	公募要領	1.(6)補助対象経費	間接経費の対象として「公租公課（消費税含）」とありますが、直接経費・間接経費にかかる消費税は外数として見積もってよいでしょうか。	交付申請時には、消費税は直接経費・間接経費の外数として見積もってください（消費税分を減額して交付申請してください。）。なお、交付決定後、上限の範囲内で間接経費から消費税を支出することは可能です。
21	共通	公募要領	1.(6)補助対象経費	間接経費の対象として、為替予約を含めた為替リスクのヘッジにかかるコストは含めてもよいでしょうか。	本補助事業を行う上で実証や研究に必要な環境改善や機能向上等に関する経費であると説明できる場合には、含めることは可能です。

22	デブリ	公募要領	1.(6)補助対象経費	「原則として我が国のロケットのうち最もコストに見合った打上げサービスを使用することとしてください。」とありますが、海外のロケットを使用する予定の場合応募できないのでしょうか。	応募すること自体は可能ですが、その場合、当該打上げ費用を差し引いて、交付決定額を算出・決定することを予定しています。（我が国のロケットによる打上げサービスを当初予定している場合であって、その後、合理的な理由により、我が国のロケットによる打上げサービスを利用できなくなる場合等においては、文部科学省等が設置する委員会等の判断を経て、予算措置が認められる可能性はあります。）
23	共通	公募要領	1.(6)補助対象経費	「各フェーズにおいて⑦の経費（委託費）が補助金交付額のうち直接経費50%を超える場合には、文部科学大臣の承認等所定の手続きが必要になります。」とあるが、具体的な手続きを教えてください。	交付決定後、直接経費の配分計画、必要性等の情報をとりまとめ、基金設置法人及び運営支援法人までご相談ください。
24	デブリ	公募要領	1.(8)⑤ステージゲート審査	「各フェーズの活動結果の妥当性確認」とありますが、補助事業者側の責めに帰すべき事由がなく打上げの失敗や軌道上実証・データ解析が困難になった場合などにおいても、ステージゲート審査で「各フェーズの活動結果の妥当性」がありとなれば、補助金は支払われるという理解でよいのでしょうか。	個別ケースの事実関係を精査する必要があるため一概には言えませんが、基本的考え方として、ステージゲート審査における「各フェーズの活動結果の妥当性」が「有」と認められれば、補助事業実績報告書提出や額の確定検査等の必要手続きを経て精算払いとなります（概算払いの場合、額の確定の結果、概算払い額が精算額を上回る過払い発生時には、過払い金額の返却が必須となります）。
25	輸送	公募要領	1.(8)⑤ステージゲート審査	各ステージゲート審査の予定が決まっているが、開発のスケジュールとの整合しない場合は、調整が可能でしょうか。	フェーズ1後、フェーズ2後のステージゲート審査については、採択機関の絞り込みを行うため、審査は公募要領に示した時期に統一して行います。審査時期の調整はできませんが、審査時期を踏まえて、事業者の判断で、各フェーズの到達目標をより高く設定していただくことは可能です。また、フェーズ3前半後のステージゲート審査については、フェーズの期間内で事業者に実施時期を設定いただく予定です。

26	デブリ	公募要領	1.(8)⑤ステージゲート審査	各ステージゲート審査の予定は、「四半期ごとの単位で設定ください」とあるが、提案者側で設定が可能でしょうか。	各事業者は、各フェーズの実施期間を、四半期（3か月）ごとの単位で自由に提案ください。ステージゲート審査は、原則、申請・承認された実施期間の最終月に実施予定です。
27	共通	公募要領	1.(8)④フォローアップ委員会	「補助事業者は実証成果の社会実装に向けて、統括PM、PLと連携し、各種委員会への情報提供や報告、ロードマップ検討に協力することが求められる」とあるが、具体的な内容を教えてください。	実証計画の進捗状況の報告、進捗状況を踏まえた助言や社会実装に向けた要望などを想定しています。
28	共通	公募要領	2.(1)補助事業者の要件	コンソーシアム形式での申請の際に、提案の時点で連携協定書の締結が必須でしょうか。	公募申請時に、提出する連携協定書（案）への具体的な代表取締役・事務担当者の署名・発効までは求めませんが、仮にプロジェクトが採択された場合、当該連携協定書（案）への署名・発効をプロジェクト開始の条件としますので、補助金交付申請時に、署名・発効した正本を提出いただくこととなります。
29	共通	公募要領	2.(2)補助事業者の義務	補助事業が中止となった場合、実績報告書の提出及び事業継続等状況についての報告は必要ですか。	必要です。公募要領中の「補助事業の完了した日」を「補助事業の中止が承認された日」と読み替えてください。

30	共通	公募要領	3.その他	概算払いを受けるための具体的な手続きを教えてください。	別途公表する交付規程に従い、基金設置法人へ概算払申請書を提出いただき、基金設置法人にて承認後、支払いとなります。なお、申請は各フェーズごとをお願いすることになります。
31	共通	公募要領	4.(1)提出方法	1機関で複数プロジェクトの応募は可能ですか。	補助対象事業者（代表スタートアップ、もしくは共同提案事業者）としての申請は、最大1件までとなります。なお、1件のプロジェクト提案中で、複数の技術実証を構成することは可能です。その際、複数の技術実証で構成する効果をプロジェクト計画書に明記ください。実証する各技術のTRLが異なることも許容しますが、ステージゲート審査は同時期に実施できるようにするなど、効率的な計画としてください。 なお、補助対象事業者ではない連携提案者となる場合は、複数の提案に加わることが可能ですが、複数提案が採択された場合に、それぞれの提案内容が実施可能となるよう留意の上で、申請するようにしてください。
32	共通	公募要領	4.(1)提出方法	「バックアップとして別途指定するファイルサービスへの応募書類のアップロード」とありますが、具体的に教えてください。	後日周知いたします。
33	共通	公募要領	4.(2)採択通知等	採択通知はいつ頃を予定していますか。	審査後、9月末頃を予定しております。
34	共通	その他		本事業に関して、ペナルティや損害賠償等の請求が発生する場合はありますか。	ペナルティや損害賠償等の請求を求めることは想定していませんが、例えば、申請内容に虚偽があることが判明した場合には、補助金適正化法違反に問われることとなり、補助金の全額返還を求めることとなります。



35	共通	公募要領	1.(7)事業フェーズ毎の採択予定件数及び補助金交付額等	フェーズが進むにつれて、補助率が低下する理由を教えてください。	本事業は、スタートアップの有する先端技術の社会実装を目的としています。フェーズが進むにつれて社会実装が近づき、民間からの調達資金などが入りやすくなること等を想定して、フェーズ毎の補助率上限を設定しています。
36	共通	公募要領	1.(8)本事業の統括・管理、フォローアップスキーム	「スペースデブリ低減に必要な技術開発・実証」は、採択機関の絞込みを行わないにも関わらず、「民間ロケットの開発・実証」について、採択機関の絞込みを行う理由を教えてください。	宇宙基本計画（令和5年6月13日閣議決定）において、民間ロケットを担う事業者の開発・事業支援に関し、「宇宙輸送市場で勝ち残る意志と技術力を有する事業者を選抜し、集中的に支援することにより、国際競争力を持たせる」との記載があること等を踏まえた制度設計としています。
37	共通	その他		公募説明会資料は入手できますか。	説明会で投影した資料の公表は予定しておりません。説明会資料は公募要領から抜粋して作成しておりますので、ホームページにて公開している公募要領を参照ください。
38	共通	公募要領	5.(4)その他	申請時に実施体制を記載して提出すると思いますが、連携協定先やその他連携先の実施体制は、公表されるのでしょうか。	事業者の希望がない限りは、連携機関名や実施体制の詳細について公表する予定はありません。

39	輸送	公募要領	1.(2)補助対象事業の概要	各フェーズで設定しているTRLは最低限であり、より高度なTRLの設定も可能とされています。しかし、各フェーズの予算は変わらないとなると、同じ予算でより上位のTRLを設定することは至難の業に思います。フェーズ1の審査はどうしても横並びとなるのでしょうか。早めにステージゲートの審査を受けることは出来ないのでしょうか。	フェーズ1後、フェーズ2後のステージゲート審査については、公募要領に示した時期に統一して行いますので、審査時期の調整はできません。
40	共通	公募要領	1.(4)事業実施体制	代表スタートアップと大学が共同研究（委託でない）を行う場合、本補助金を共同研究費用として使えますか。	大学が使用する経費は、委託費として扱うことになるかと思いますが、個々の状況により異なるため、扱いに悩む場合は、運営支援法人に個別に相談をお願いいたします。
41	共通	その他	1.(4)事業実施体制	代表スタートアップと大学が共同研究を行う場合、その知財について、スタートアップと大学で共同出願することは可能でしょうか。	知的財産は、原則、補助事業者であるスタートアップに帰属することを想定しています。（ただし、原則外の扱いとしたい場合には、運営支援法人に個別に相談をお願いいたします。）
42	共通	公募要領	1.(4)事業実施体制	代表スタートアップと大学による共同研究費が、本補助金の10%未満の場合、当該大学はコンソーシアムに参画する必要はないとの認識で正しいですか。	共同研究費を委託費とする場合、委託額が補助金交付額の10%未満の場合はコンソーシアムに参画させる必要はありません。（なお、10%未満の場合であっても、コンソーシアム参画機関として扱うことは可能です。）

43	共通	その他		コンソーシアムの連携協定書に決められたフォーマットはありますか。	提案様式の別紙（連携協定書（案））をご参照ください。
44	共通	公募要領	3.その他	概算払いはどのタイミングでお支払いいただけるのでしょうか。また費用は申請費用の何%概算払いしていただけるのでしょうか。	交付決定後に事業者からの申請を受けて対応いたします。申請を受け付け後、可及的速やかに支払いの手続きを行う予定です。なお、概算払申請時に、希望額、必要理由等を示していただき、金額を決定します。
45	共通	公募要領	1.(4)事業実施体制	当社はスタートアップ企業としてベンチャーキャピタルから出資を受けていて、当該事業開始については15年以内です。しかし、吸収合併などの過去の経緯から法人登記後からは15年以上経過しています。スタートアップ企業の設立時期についての定義について教えて頂けますでしょうか。また、登記簿上の定義以外で考慮頂けますでしょうか。	応募時点で、登記後15年を超えている場合は、スタートアップとは認められません。ただし、J-Startup（地域版を含む）に選定されている場合は、設立後15年を超えていてもスタートアップとして扱います。また、応募時点で、登記後15年以内であれば、本事業期間中はスタートアップとして扱います。
46	共通	公募要領	2.(1)補助事業者の要件	①十分な経理的基礎を有すること ②経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を要すること ③社会実装を達成するために必要な能力を有すること とありますが、フェーズごとに定量的な基準はありますか。 また、資金調達の実績or見込みはどの程度求められますでしょうか。 スタートアップの場合、基本、概算払いで、それが認められない場合は立て替え費用分の資金調達が必要になるのでしょうか。	補助要件について定量的な基準はないため、申請内容を確認し判断します。資金調達の実績は過去5年分を確認します。 概算払いが認められない場合、立替え費用分の資金を準備頂く必要があります。

47	デブリ	公募要領	1.(2)補助対象事業の概要	デブリ除去の対象が衛星等となっていますが、小型デブリ（10cm以下などの破片）は対象とならないのでしょうか。	対象としていただいて構いません。
48	共通	応募様式	様式6	6月決算であり、9月末の株主総会で直近23年6月期の決算書の承認決議となりますが、この場合、直近3年分というのは、2022年6月・2021年6月・2020年6月となりますか。まだ確定ではないものの23年6月の速報値を直近とした方がよいのでしょうか。	2020～2022年6月期の3期分の決算書で問題ありません。
49	共通	応募様式	様式8	誓約事項について、署名は不要でしょうか。	様式の右上に署名欄があるため署名の記載をお願いいたします。
50	共通	応募様式	様式1	主な事業所とその所在地については、グループ会社についても記載が必要になりますか。プロジェクトの実施先のみで良いのでしょうか。	プロジェクトの実施場所のみの記載で問題ありません。
51	共通	公募要領	3.その他 ④	他の制度と予算の重複計上は出来ないとのことですが、たとえば事前相談の上で、機体の重要部品であっても一部のコンポーネントなどを補助対象外と区切って、別制度による開発をすることは可能でしょうか。直接打上げ機体に係る部品は併願不可などの制限はありますか。	それぞれの制度で使用予定の資金について、明確に区切った上で申請してください。なお、すでに他の補助金等の交付を受けている経費について重複して交付を受けることはできません。今後他の補助金等に申請予定のものがあれば、それについても記載をお願いいたします。

52	共通	公募要領	1.(6)補助対象経費	<p>1. 恒久施設が補助対象にならないのはなぜでしょうか。</p> <p>2. 土地・建物以外で「施設」に該当する経費を教えてください。</p> <p>3. 例えば既存施設を増強するような工事は「仮設施設工事費」「恒久施設工事費」「機械設備費」のどれにあたるでしょうか。</p> <p>A.既存施設に天井クレーンを増設する場合</p> <p>B.既存燃焼試験設備を増強して大推力に対応する場合</p> <p>C.地盤に固定するが解体撤去も可能なロケットの打ち上げ台</p>	<p>1について：補助対象期間後も固定資産として転用できるようなものは対象になりません。</p> <p>2について：「仮設施設工事費」を想定しています。</p> <p>3について：例示いただいているもののうち、補助対象期間に撤去可能なものは補助対象経費となりますが、そうでないものは原則補助対象外となります。補助期間に撤去可能なものは、撤去費も含めて「仮設施設工事費」として計上いただいて構いません。</p> <p>なお、施設・設備の区分や扱いについては、別途整理の上で公表させていただく予定です。</p>
53	共通	応募様式	様式3	<p>様式3 支出に関して税抜き価格になりますでしょうか。税込み価格になりますでしょうか。</p>	<p>税抜き価格で記載してください。</p>
54	共通	公募要領	1.(6)補助対象経費	<p>税抜の支出見込額が100億円の場合、交付申請する補助金も100億円となる、という理解は正しいでしょうか。</p>	<p>支出見込額（直接経費（税抜き）及び間接経費の総計）のうち、自己資金等を除いた予算額を、補助金申請額としてください。</p>
55	共通	その他	その他	<p>打ち上げ費用の見積もりなどはJAXAなどからの支援はいただけるのでしょうか。</p>	<p>原則、打上げ業者に直接コンタクトの上、相談していただくようお願いいたします。運営支援法人（JAXA）にて打上げ業者の窓口紹介は可能です。</p>

56	輸送	その他	その他	<p>当事業（民間ロケットの開発・実証事業）が求める民間ロケットのサイズはどれでしょうか。</p> <p>（当事業で最低限どこまで描く必要があるか）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サブオービタルロケットも可</li> <li>・いわゆる小型ロケットを想定</li> <li>・小型ロケット以上も想定していれば加点・有人飛行まで想定出来てれば更に加点など。</li> </ul>	<p>この点は提案要素であり、審査においては、社会実装に向けたターゲットをどのように設定しているかを、その根拠とあわせて総合的に判断するため、各社でご検討・ご提案ください。</p>
57	デブリ	公募要領	1.(6)補助対象経費	<p>デブリ低減事業の方で、打ち上げ費用は原則フェーズ3（TRL7）に計上とあります。打ち上げ時期は、外的要因により遅れることが考えられますし、事業上は実証が早くできることに越したことはないため、当初計画としてフェーズ3のより早い時期に打ち上げを設定したいと考えています。その場合、打ち上げの契約着手にかかる前金等をフェーズ2（TRL6）で計上する可能性もあると考えたのですが、このようなケースは認められないでしょうか。</p>	<p>打ち上げに関しては、フェーズ3（TRL7）の取組・経費として申請いただくようお願いいたします。なお、公募要領10ページに記載の通り、関係者等の協議の上での取組の前倒し措置は可能とすることも予定しています。</p>
58	輸送	公募要領	5.(1)採択時の主な審査内容	<p>世界的な競争力向上を目的とした場合、再使用型ロケットが求められるのではないかとと思いますが、審査において再使用型はどのように考慮されますか。加点などはありますか。</p>	<p>審査においては、社会実装に向けたターゲットをどのように設定しているかを、その根拠とあわせて総合的に判断する予定としています。</p>
59	共通	公募要領	1.(4)事業実施体制	<p>委託費自体が10%を超えなくても、委託費と合わせて別の費用の支払い先が同事業者となるケースが出た場合、コンソーシアムに参加する条件は必須になりますでしょうか。</p> <p>同様に全体で50%を超えるかどうかの基準についても教えてください。</p>	<p>委託費の金額が10%以上でなければ、コンソーシアムへの参画は必須ではありません。</p> <p>また、直接経費の中で、委託費総額が50%を超える場合は別途手続きが必要です。</p>

60	共通	公募要領	1.(4)事業実施体制	連携協定書案を出して申請して、その後連携事業者の構成の一部変更が生じた場合、変更は認められますでしょうか。抜ける場合も、追加の場合も該当します。	連携協定書案は、採択を左右する重要な審査項目になりますので、応募から交付決定までの間での変更は、原則認められません。 なお、事業進捗に伴うコンソーシアム内の体制変更や連携機関の変更は、計画の変更届を提出いただくこと等を通じて原則可能としますが、事業において重要な企業が抜けるなどの場合はこの限りではありません。
61	共通	その他	その他	本事業に関して、別の事業にあるような経費処理方法を示したマニュアルのようなものはありますか。	準備ができ次第、公開予定です。
62	共通	様式	その他	様式、申請要領等必要な書類の掲載場所をお願いします。	<a href="https://www.nttdata-strategy.com/newsrelease/news/r5mextsbirspace/">下記URLをご参照ください。 https://www.nttdata-strategy.com/newsrelease/news/r5mextsbirspace/</a>
63	共通	公募要領	その他	仮施設について、補助事業が終わっても改修してその後も使う施設については補助対象で申請できないということでしょうか。大規模な実験施設はその後使っていきたいのですが。	あくまで仮施設なので、補助後は撤収することが原則となります。なお、施設・設備の区分や扱いについては、別途整理の上で公表させていただく予定です。

64	輸送	公募要領	1.(2)補助対象事業の概要	国外の射場を用いての打上げサービスを実施する企業は支援対象になりますか。	国内射場を用いた輸送サービスを構想する企業を支援対象とします。
65	デブリ	公募要領	1.(8)本事業の統括・管理、フォローアップスキーム	ロケットが打ち上げ失敗になった場合、宇宙空間上で実証が出来なくなるため、事業期間中のTRL7の目標が達成が困難になるものの、例えば支払ったロケット代等については、「各フェーズの活動結果の妥当性有」と認められれば精算払いとなる（＝打上げ保険をかけておく必要はない）という理解でよいか。	個別ケースの事実関係を精査する必要があるため一概には言えませんが、基本的考え方として、ステージゲート審査における「各フェーズの活動結果の妥当性」が「有」と認められれば、補助事業実績報告書提出や額の確定検査等の必要手続きを経て精算払いとなります（概算払いの場合、額の確定の結果、概算払い額が精算額を上回る過払い発生時には、過払い金額の返却が必須となります）。 打上げ保険の必要性については、ロケットの信頼性、保険料と補償内容の関係といった費用対効果等を踏まえ、必要となる場合は、個別にご提案、御相談下さい。
66	共通	公募要領	4.(1)提出方法	スタートアップの立場で申請しようと考えているが、すでにe-Rad番号を所有しており、今回の申請でこの番号を使ってよいか。	スタートアップの立場で応募される場合は、公募要領4.(1)(i)に従い、スタートアップから1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」 ( <a href="https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html">https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html</a> ) から手続きを行ってください。



67	共通	公募要領	4.(1)提出方法	公募要領1.(4)事業体制で②代表スタートアップを中心としたコンソーシアムで申請する場合、e-rad上の申請は、代表スタートアップのみでよいのか。	ご理解の通りです。
68	共通	公募要領	4.(1)提出方法	e-rad上、研究組織情報の登録には、研究者個人の研究者番号入力欄もあるが、本申請ではこの申請は不要か。	ご理解の通りです。スタートアップの立場で応募される場合は、スタートアップから1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」( <a href="https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html">https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html</a> )から手続きを行ってください。(公募要領4項(1)(i)参照)
69	共通	公募要領	4.(1)提出方法	e-rad項目：課題ID／研究開発課題名は、様式2：「事業計画名」の入力でよいのか。	結構です。
70	共通	公募要領	4.(1)提出方法	e-rad項目：研究期間について、応募様式はフェーズ1～3まで記載だが、e-radの研究期間は、「2023年度」から「2027年度」まで入力でよいのか。	「2023年度」から「2027年度」までとしてください。

71	共通	公募要領	4.(1)提出方法	e-rad項目：研究目的には、様式2：1.事業目標（1）の開発予定のロケット（輸送の場合）/技術・システム（デブリの場合）の概要・目標をそのまま記載するのか。別途1000字のサマリーが必要なのか。	様式2：1.事業目標（1）の開発予定のロケット/技術・システムの概要・目標をそのまま記載していただいて結構です。
72	共通	公募要領	4.(1)提出方法	e-rad項目：研究概要には、開発予定のロケット/技術・システムの概要とは別の1000字のサマリーが必要なのか。	サマリーを記載してください。様式2総括表中の事業内容（400字程度を目安）をそのまま転記いただいても結構です。
73	共通	公募要領	4.(1)提出方法	e-rad項目：応募情報ファイルについて、こちらにアップロードするのは、様式「フェーズ3提案書【提案様式】20230731公開版r」のみでよいか。「様式4_経費明細書【提案様式】20230731公開版r」もあわせてPDFにしたものをアップロードするのか。	こちらには様式「フェーズ3提案書【提案様式】20230731公開版r」のみをアップロードしてください。
74	共通	公募要領	4.(1)提出方法	e-rad項目：経費内訳ファイルについて、こちらにアップロードするのは、「様式4_経費明細書【提案様式】20230731公開版r」でよいか。	こちらには様式「様式4_経費明細書【提案様式】20230731公開版rのみをアップロードしてください。
75	共通	公募要領	1.(4)事業実施体制	10%以上の委託を行う企業に対して連携協定の締結が義務付けられており、提案様式の例では、連携するすべての者と同一の契約を締結することが想定されているが、連携を行う各社と個別に連携する内容を定めた個別協定を締結する方向で問題ないか。	ご指摘のとおり契約書のひな型はあくまでも例示であり、スタートアップへ提供する支援内容がきちんと記載されていれば、個別に協定を締結いただいても問題ございません。但し、経費明細書と対応をとるための通し番号は付けてください（記載例：委託先1（株式会社△△））。

76	共通	公募要領	その他	フェーズ2以降の事前着手について規定はあるのか。	別途公表する事前着手規程をお待ちください。
77	共通	公募要領	その他	実績報告についての基準等はあるのか。	別途規程を準備しておりますので、公表後ご案内いたします。
78	共通	公募要領	1.(6)補助対象経費	働き方の多様性として、業務委託（準委任契約）や個人への受託契約をしている場合は人件費／労務計上という理解でよいのか。	業務委託等、雇用契約ではない分については外注費または委託費として計上してください。
79	共通	公募要領	1.(4)事業実施体制	みなし大企業は、スタートアップと連携協定を締結しない限り、代表事業者になれないという理解でよいのか。	スタートアップとの間で、公募要領に規定される連携協定を締結し、当該スタートアップへの裨益効果が十分に説明できる場合には、代表事業者としての申請が可能です。
80	共通	公募要領	1.(5)補助率について	みなし大企業が代表事業者の場合も、補助事業者の場合も、補助率は50%であるという理解でよいのか。	ご理解の通り、補助率は50%が上限です。（公募要領1項(5)B参照）
81	共通	公募要領	1.(4)事業実施体制	スタートアップが代表事業者の場合の補助率は100%で、みなし大企業がスタートアップから委託を受ける場合、みなし大企業は自社の持ち出しなしでスタートアップから委託された業務をできるのか。	外注費や委託費については、補助率という考え方は発生しません。代表事業者と委託先間の費用負担の割合については、SBIR制度の趣旨も踏まえて当事者間で調整いただくものと考えています。 なお、委託費が補助金交付額のうち直接経費の50%を超える場合には、文部科学大臣の承認等所定の手続きが必要になります。

82	共通	公募要領	1.(4)事業実施体制	<p>みなし大企業が代表事業者の場合の補助率は50%で、スタートアップがみなし大企業から委託を受ける場合、スタートアップは自社の持ち出しなしでみなし大企業から委託された業務をできるのか。</p>	<p>公募要領で規定しているのは、中小企業・みなし大企業が代表事業者の場合はその際の補助率が50%となるという点で、外注費や委託費については補助率という考え方は発生しませんので、代表事業者と委託先間の費用負担の割合については、SBIR制度の趣旨も踏まえて当事者間で調整いただくものと考えています。</p> <p>なお、委託費が補助金交付額のうち直接経費の50%を超える場合には、文部科学大臣の承認等所定の手続きが必要になります。</p>
83	共通	公募要領	4.(1)提出方法	<p>以下の認識でよいか。</p> <p>A. 委託先（補助額10%以上の委託）：連携協定書を代表SUがeRadで提出</p> <p>B. 委託先（補助額10%未満の委託）：特に提出物は無し</p> <p>C. 共同提案者：公募要領P20の提出書類を自社がeRadで提出</p>	<p>ご理解の通りです。代表スタートアップ、共同提案者のそれぞれで提出をお願いいたします。（公募要領4項(1)B参照）</p>
84	共通	公募要領	1.(6)補助対象経費	<p>人件費の単価について、社内レート（受託単価）を適用してよいか。</p>	<p>補助事業における人件費の単価は、実費弁済の考え方（受益性を排し、補助事業者が実際に要した経費を支払う）に基づく必要があり、「実績単価」又は証憑提出等の負担が軽い「健保等級単価」が原則認められることとなります。利益や本事業とは関係のない間接部門の人件費・固定費などが含まれている社内レート（受託単価）は、補助事業であるため、支払うことができません。なお、人件費の経理処理に関するマニュアルを、今後公表予定です。</p>
85	共通	公募要領	1.(6)補助対象経費	<p>他社からの出向者などが在籍しているが、こちらは社内人件費／労務費として計上可能なのか。</p>	<p>補助対象経費中、④人件費の定義を満たしている場合には、計上可能です。</p>

86	輸送	公募要領	1.(6)補助対象経費	<p>本補助金を利用して移動式射点組立足場の改修を行うことを検討している。当該足場はロケットの組み立てに必須の設備・装置だが、補助事業終了後、速やかに解体・撤去は行わないため、「仮施設設工事費」に含めることができないことは理解している。他方、「機械設備費」として経費に含めることができるのか。移動式射点組立足場は、建築基準法上、建築物ではなく工作物であると確認が取れている。</p>	<p>補助事業終了後、解体・撤去しない場合には「仮施設設工事費」に含めることはできません。</p> <p>建築基準法第二条第1項第一号で規定される「建築物」に該当しない工作物であれば、公募要領1項(6)における機械装置とみなし、機械設備費として経費に含めていただいで結構です。</p>
----	----	------	-------------	---	--